

○宮崎大学農学部地域連携推進室規程

平成26年3月4日
制 定

改正 平成28年3月25日

(設置)

第1条 宮崎大学農学部（以下「本学部」という。）に、宮崎大学農学部地域連携推進室（以下「地域連携推進室」という。）を置く。

(任務)

第2条 地域連携推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域との連携活動の企画及び促進に関する事項
- (2) 地域交流・貢献の推進に関する事項
- (3) 地域連携協定に関する事項
- (4) 予算の申請に関する事項
- (5) 組織の自己点検・評価に関する事項
- (6) その他地域連携の推進に必要な事項

(組織)

第3条 地域連携推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室長補佐
- (3) 室員

(室長)

第4条 地域連携推進室に室長を置き、学部長が指名する教員をもって充てる。

- 2 室長は、地域連携推進室の業務を総括する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長補佐)

第5条 地域連携推進室に室長補佐を置き、室長が指名する室員をもって充てる。

- 2 室長補佐は、室長を補佐し、地域連携推進室の業務を掌理する。

(室員)

第6条 地域連携推進室に室員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学部長が指名する教員 若干人
- (2) 室長が指名する教員 若干人
- (3) 事務長が指名する事務職員 若干人
- 2 室員は、地域連携推進室の業務を処理する。
- 3 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域連携推進室会議)

第7条 地域連携推進室の下に、本学部の地域連携に関する事業を円滑に実施するため、地域連携推進室会議を置く。

- 2 地域連携推進室会議に関し必要な事項は、地域連携推進室が別に定める。

(事務)

第8条 地域連携推進室の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、地域連携推進室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学農学部地域連携推進委員会規程（平成24年7月17日制定）は、廃止する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。